

事務連絡
令和4年6月17日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「検査促進枠」の取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

本事務連絡を受けた改正版の制度要綱は、別途通知します。また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1. 定着促進事業の延長について

検査促進枠の「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」という。）について、令和4年3月22日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について」（以下「令和4年3月22日付事務連絡」という。）1により、令和4年6月末まで実施することとしたところですが、経済社会活動を目的とした検査需要に引き続き対応するため、定着促進事業の期限を8月末まで延長することとします。

2. 検査促進枠の交付対象経費の改定について

実施事業者が実施する検査等費用のうち1回当たり検査キット原価（PCR検査等の場合検査費用・送料等を含む）については、令和4年3月22日付事務連絡3により、令和4年7月1日以降、PCR検査等の上限額を変更する予定としているところですが、詳細については別途通知いたします。

3. 定着促進事業延長等に伴う検査促進計画の協議等について

定着促進事業の延長及び検査キット原価の変更等に伴う検査促進計画の提出については、上記2に基づく通知時に改めて依頼いたします。

検査促進枠交付金及び協力要請推進枠交付金等の交付決定は、6月交付決定及び9月交付決定のスケジュールを示しているところですが、定着促進事業が延長されたことを受けて、追加で交付決定する機会を設けることを検討しております。詳細が決まりましたら別途通知いたします。

＜関係資料一覧＞

別紙1 PCR等検査無料化の概要（改訂版）

別紙2 実施要領

【照会先】

- (1) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 徳永・武田・岡田・鈴木・高木・奥玉
西村・塚本・服部・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086
- (2) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・仙田・寺田・磯貝・中村
反町・上坂
直通 03 (5501) 1752